

株式会社あいづダストセンターの産業廃棄物 処理施設設置許可申請書等の縦覧について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」といいます。）第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設を設置しようとする者から許可の申請がありましたので、法第15条第4項の規定に基づき、平成30年9月28日から平成30年10月28日まで申請書等を縦覧していることをお知らせします。

告示：福島県報 平成30年9月28日付け 定例第3041号

申請者	株式会社あいづダストセンター 代表取締役 一重卓男 (福島県会津若松市神指町大字南四合字オノ神461番地)
産業廃棄物処理施設の設置場所	福島県河沼郡柳津町大字藤字鶴ヶ峯4330番23
産業廃棄物処理施設の種類	法施行令第7条第3号に規定する汚泥の焼却施設兼同条第5号に規定する廃油の焼却施設兼同条第8号に規定する廃プラスチック類の焼却施設兼同条第13号の2に規定する産業廃棄物の焼却施設×2基
縦覧場所	(1) 福島県会津地方振興局県民環境部環境課 福島県会津若松市追手町7番5号 (2) 柳津町町民課 福島県河沼郡柳津町大字柳津字下平乙234番地 (3) 西会津町町民税務課 福島県耶麻郡西会津町野沢字下小屋上乙3308番地
縦覧期間	平成30年9月28日（金）から平成30年10月28日（日）まで（ただし、行政機関の休日（土・日・祝日）を除きます。）
縦覧時間	午前9時00分から午後5時00分まで
複写等について	携帯複写機、カメラ等を持参した場合は申請書を複写等することができます。 ただし、他に縦覧される方が多数いらっしゃる場合等は、複写等を御遠慮いただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

法第15条第6項の規定により、本件申請に係る産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する方は、平成30年11月11日（日）まで意見書を提出することができます。

提出先	〒965-8501 福島県会津若松市追手町7番5号 福島県会津地方振興局県民環境部環境課 (電話：0242-29-3908)
提出期限	平成30年11月11日（日） 午後5時必着
提出方法	① 提出先への持参： 午後5時までに持参してください ② 郵送： 提出期限内必着 ③ 電子メール： aizu.kenminkankyou@pref.fukushima.lg.jp

意見書の 記載事項	<ul style="list-style-type: none">① 意見書を提出しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名② 意見書の対象事業の名称（今回は「株式会社あいづダストセンターの産業廃棄物処理施設設置許可申請（平成30年8月16日申請）」とお書きください。）③ 具体的な利害関係の内容④ 生活環境の保全上の見地からの意見 →意見書は任意様式です。次ページ参考（電子データはこちら）。
--------------	---